

新型コロナウイルス感染症 について

水道事業として実施した対策について

▶ 水道基本料金を免除する

一般会計と調整し、令和2年6月補正予算措置を行いました。

補正予算概要

見込み対象者 69,876件

見込み補正額 195,374,000円（基本料金分）

1,642,000円（料金システム改修費等）

合 計 197,016,000円

※補正予算は、給水収益の減額及び一般会計繰入金の増額を計上しています。

▶ 水道料金徴収の猶予期間を設ける

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々（個人・企業を問わず）
に対して、水道料金の納付期限を延長しています。

水道基本料金免除の実施状況について

検針月	調定（請求）月	対象件数（延べ）	免除金額（円）
6月	7月	17,242	47,917,250
7月	8月	17,709	48,845,825
8月	9月	17,204	47,866,475
9月	10月	17,690	48,804,750
合 計		69,845	193,434,300

※その他経費（料金システム改修費等）1,138,448円

総合計 194,572,748円

水道料金徴収の猶予実績状況について

申請月	申請件数（件）	金額（円）
R2.3	1	9,470
R2.4	26	386,055
R2.5	18	178,823
R2.6	8	97,734
R2.7	5	76,270
R2.8	2	31,836
R2.9	1	7,817
R2.10	2	91,127
合計	63	879,132

猶予期限は最長で令和3年1月末までとなります。